

令和3年第7回瑞穂市教育委員会定例会 次第

令和3年7月28日 14:00～

開会

- 日程第1 令和3年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第9号 令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第4 報告第10号 瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の一部を改正する告示について
- 日程第5 報告第11号 令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第6 報告第12号 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第7 議案第40号 令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書 of 岐阜地区採択について
- 日程第8 議案第41号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱について
- 日程第9 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正について
- 日程第10 意見聴取 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正について
- 日程第11 教育長の報告
- 日程第12 その他 事務局長  
教育総務課長  
学校教育課長  
幼児教育課長  
生涯学習課長  
次回以降教育委員会会議の開催について

令和3年8月23日（月）午後2時00分から

閉会

報告第 9 号

令和 3 年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の一部を改正する告示  
について

令和 3 年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の一部を改正する告示を別紙  
のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和 3 年 7 月 2 8 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、困窮世帯に対する支援策として  
瑞穂市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業実施要綱が新たに  
創設されたため、令和 3 年度就園就学緊急援助費交付要綱において関係条項の  
整備を行うもの。

瑞穂市告示第 号

令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年 月 日

瑞穂市長 森 和 之

令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の一部を改正する告示  
令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱（令和3年瑞穂市告示第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- （4）瑞穂市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業実施要綱（令和3年瑞穂市告示第186号）による新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給

第6条第2号の次に次の1号を加える。

- （3）新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書

#### 附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

報告第10号

瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和3年7月28日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

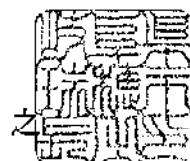
地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知）を踏まえ、申請書等様式への押印の廃止するため、瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業要綱の一部改正を行うもの。

瑞穂市告示第220号

瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年7月19日

瑞穂市長 森 和



瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第36号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、この告示による改正後の瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

副食助成費支給申請書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電 話

対象児童との続柄

瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱第7条の規定により申請します。なお、申請内容の確認のため、市が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳情報及び同一世帯員の課税情報を閲覧・調査・確認することに同意します。

1 対象児童氏名 \_\_\_\_\_

2 利用施設名 \_\_\_\_\_

3 申請期間 年 月 から 年 月



副食助成費請求書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電 話

対象児童との続柄

瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱第9条の規定に基づき、次の金額を交付くださるよう請求します。

1 請求金額

対象児童氏名	施設名	利用月	支払った副食費(a)	aと4,500円を比較し、少ない額(b)
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円

交付申請額

(bの合計)

円

2 振込先

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行		信用金庫		本店	
	普通	当座	農協	信用組合	支店	出張所
	納税	貯蓄	口座番号			
ゆうちょ銀行	記 号			番 号		
フリガナ						
口座名義人						

添付書類 副食費の額を証する書類

改正後（案）

様式第1号（第7条関係）

副食助成費支給申請書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電 話

対象児童との続柄

瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱第7条の規定により申請します。なお、申請内容の確認のため、市が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳情報及び同一世帯員の課税情報を閲覧・調査・確認することに同意します。

1 対象児童氏名 \_\_\_\_\_

2 利用施設名 \_\_\_\_\_

3 申請期間 年 月 から 年 月

現 行

様式第1号（第7条関係）

副食助成費支給申請書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電 話

対象児童との続柄

瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱第7条の規定により申請します。なお、申請内容の確認のため、市が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳情報及び同一世帯員の課税情報を閲覧・調査・確認することに同意します。

1 対象児童氏名 \_\_\_\_\_

2 利用施設名 \_\_\_\_\_

3 申請期間 年 月 から 年 月

改正後 (案)

様式第3号 (第9条関係)

副食助成費請求書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者 (保護者)

住 所

氏 名

電 話

対象児童との続柄

瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱第9条の規定に基づき、次の金額を交付くださるよう請求します。

1 請求金額

Table with 5 columns: 対象児童氏名, 施設名, 利用月, 支払った副食費(a), aと4,500円を比較し、少ない額(b). Rows for months from year to year.

交付申請額 (bの合計) 円

2 振込先

Table for bank transfer details including 金融機関, 口座番号, 記号, 番号, フリガナ, 口座名義人.

添付書類 副食費の額を証する書類

現 行

様式第3号 (第9条関係)

副食助成費請求書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者 (保護者)

住 所

氏 名

電 話

対象児童との続柄

瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱第9条の規定に基づき、次の金額を交付くださるよう請求します。

1 請求金額

Table with 5 columns: 対象児童氏名, 施設名, 利用月, 支払った副食費(a), aと4,500円を比較し、少ない額(b). Rows for months from year to year.

交付申請額 (bの合計) 円

2 振込先

Table for bank transfer details including 金融機関, 口座番号, 記号, 番号, フリガナ, 口座名義人.

添付書類 副食費の額を証する書類

報告第 1 1 号

令和 3 年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和 3 年 7 月 2 8 日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業実施要綱（令和 3 年度瑞穂市告示第 1 8 6 号）の制定により、この支援金の交付決定を受けた者について、交付対象者の要件に加えるため、瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱の一部改正を行うもの。

瑞穂市告示第229号

令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年7月27日

瑞穂市長 森 和



令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱の一部を改正する告示

令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱（令和3年瑞穂市告示101号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は給付金」の次に「若しくは支援金」を加え、同条に次の1号を加える。

（4）瑞穂市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年瑞穂市告示第186号）による新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給

第7条に次の1号を加える。

（3）新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書様式第1号を次のように改める。

緊急副食援助費交付申請書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

---

氏 名

㊞

電 話

---

対象児童との続柄

---

令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により申請します。なお、副食援助費の交付に係る審査のため、市が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳情報及び要綱第3条に規定する交付対象者としての要件（貸付け又は給付金若しくは支援金の支給）について調査・確認することに同意します。

1 対象児童氏名

---

2 利用施設名

---

3 申請期間

年

月

から

年

月

4 申請理由

---

添付書類（以下のいずれかの書類）

（1）生活福祉資金貸付決定通知書

（2）住居確保給付金支給決定通知書

（3）新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書

## 附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱の規定は、令和3年7月1日から適用する。

令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱（令和3年瑞穂市告示第101号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（交付対象者）</p> <p>第3条 この告示による副食援助費の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有し、保育所等を利用する子どもの教育・保育給付認定保護者で、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等で次の各号のいずれかの貸付け又は給付金若しくは<u>支援金</u>の支給決定を令和3年4月1日以後に受けている者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 瑞穂市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年瑞穂市告示第186号）による新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給</u></p> <p>第4条～第6条 略</p> <p>（副食援助費の支給の申請）</p> <p>第7条 副食援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急副食援助費交付申請書（様式第1号）に次の各号のいずれかの書類を添付し、令和4年3月末日までに、市長に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書様式第1号（第7条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">緊急副食援助費交付申請書</p>	<p>（交付対象者）</p> <p>第3条 この告示による副食援助費の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有し、保育所等を利用する子どもの教育・保育給付認定保護者で、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等で次の各号のいずれかの貸付け又は給付金_____の支給決定を令和3年4月1日以後に受けている者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <hr/> <p>第4条～第6条 略</p> <p>（副食援助費の支給の申請）</p> <p>第7条 副食援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急副食援助費交付申請書（様式第1号）に次の各号のいずれかの書類を添付し、令和4年3月末日までに、市長に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <hr/> <p>様式第1号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">緊急副食援助費交付申請書</p>



年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電 話

対象児童との続柄

令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により申請します。なお、副食援助費の交付に係る審査のため、市が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳情報及び要綱第3条に規定する交付対象者としての要件（貸付け又は給付金若しくは支援金の支給）について調査・確認することに同意します。

1 対象児童氏名 \_\_\_\_\_

2 利用施設名 \_\_\_\_\_

3 申請期間 年 月 から 年 月

4 申請理由 \_\_\_\_\_

添付書類（以下のいずれかの書類）

- (1) 生活福祉資金貸付決定通知書
- (2) 住居確保給付金支給決定通知書
- (3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電 話

対象児童との続柄

令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により申請します。なお、副食援助費の交付に係る審査のため、市が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳情報及び要綱第3条に規定する交付対象者としての要件（貸付け又は給付金\_\_\_\_\_）について調査・確認することに同意します。

1 対象児童氏名 \_\_\_\_\_

2 利用施設名 \_\_\_\_\_

3 申請期間 年 月 から 年 月

4 申請理由 \_\_\_\_\_

添付書類（以下のいずれかの書類）

- (1) 生活福祉資金貸付決定通知書
- (2) 住居確保給付金支給決定通知書

\_\_\_\_\_

報告第12号

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和3年7月28日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知）を踏まえ、申請書等様式への押印の廃止するため、瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部改正を行うもの。

瑞穂市告示第221号

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年7月19日

瑞穂市長 森 和



瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱（平成15年瑞穂市告示第22号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「印」を削る。

様式第3号から様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

様式第6号中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、この告示による改正後の瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

申請者 住所  
氏 名

保 育 室 認 定 申 請 書

年度において、次のとおり保育室を開設したいので、瑞穂市保育室事業補助金交付要綱第3条の規定によりこれを申請します。

- 1 保 育 室 名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 — )
- 2 保育室の所在地 \_\_\_\_\_
- 3 責任者の住所 \_\_\_\_\_
- 4 責任者の氏名 \_\_\_\_\_
- 5 添 付 書 類
  - (1) 保育室調書
  - (2) 保育室の平面図
  - (3) 付近の見取図
  - (4) 職員名簿

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地

保育室名

責任者氏名

電話番号

—

月分保育室事業補助金交付請求書

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により保育室事業補助金を次のとおり請求します。

請求金額		十	万	千	百	十	円
------	--	---	---	---	---	---	---

請求金額算定内訳

区分	初日 措置	在籍 人員	単価	金額
零歳児		人	円	円
1歳児				
2歳児				

連絡事項
------

※連絡事項欄には、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{(ア) 当月入所乳幼児等名、生年月日} \\ \text{(イ) 前月退所乳幼児等名、生年月日} \end{array} \right\}$ を記入してください。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地

保 育 室 名

責任者氏名

電 話 番 号 ー

乳 幼 児 等 入 所 届

年 月 日付けて、次のとおり乳幼児等を入所させたので届け出します。

保 護 者 住 所				保 護 者 氏 名		
乳 幼 児 等 氏 名	( 年 月 日 生 歳 )					
保 育 料 月 額	円			保 育 時 間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名	年 齢	勤 務 先 ・ 所 在 地 ・ 電 話 番 号 等	月 収	備 考
	父					
	母					
内職、パートタイム の状況	(仕事の内容)	(始めた時期)	(稼働日数) 1月 日 (稼働時間) 1日 時間	勤 務 先 の 住 所 氏 名 (電話番号 )		
保育に欠ける 具体的状況						

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
保 育 室 名  
責 任 者 氏 名  
電 話 番 号 ー

乳 幼 児 等 退 所 届

年 月 日付けで次のとおり乳幼児等が退所したので届け出します。

- 1 乳幼児等氏名 ( 年 月 日生)
- 2 保 護 者 住 所  
氏 名
- 3 退所の理由(具体的に)

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
保 育 室 名  
責 任 者 氏 名  
電 話 番 号 ー

乳 幼 児 等 転 出 ( 転 居 ) 届

年 月 日付で、次のとおり乳幼児等が転出(転居)したので届け出します。

- 1 乳幼児等氏名 ( 年 月 日生)
- 2 保 護 者 住 所  
氏 名
- 3 転出(転居)前の住所
- 4 転出(転居)後の住所



年 月 日

瑞穂市長 様

住 所  
責任者  
氏 名  
電話番号 ー

年度瑞穂市保育室事業実績報告書

年度瑞穂市保育室事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業実績報告

月 別	入 所 児 童				月 別	入 所 児 童			
	零歳児	1歳児	2歳児	計		零歳児	1 歳	2歳	計
4 月					10 月				
5 月					11 月				
6 月					12 月				
7 月					1 月				
8 月					2 月				
9 月					3 月				
合 計									
(人数)					(単価)		(合計額)		
補助金の内訳		零歳児	人	円			円		
		1歳児	人	円			円		
		2歳児	人	円			円		

2 添付書類

(1) 年度収支決算書

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

瑞穂市長 様

瑞穂市長 様

年 月 日

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名

申請者 住 所  
氏 名



保 育 室 認 定 申 請 書

保 育 室 認 定 申 請 書

年度において、次のとおり保育室を開設したいので、瑞穂市保育室事業補助金交付要綱第3条の規定によりこれを申請します。

年度において、次のとおり保育室を開設したいので、瑞穂市保育室事業補助金交付要綱第3条の規定によりこれを申請します。

1 保 育 室 名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 — )

1 保 育 室 名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 — )

2 保育室の所在地 \_\_\_\_\_

2 保育室の所在地 \_\_\_\_\_

3 責任者の住所 \_\_\_\_\_

3 責任者の住所 \_\_\_\_\_

4 責任者の氏名 \_\_\_\_\_

4 責任者の氏名 \_\_\_\_\_

5 添 付 書 類

5 添 付 書 類

- (1) 保育室調書
- (2) 保育室の平面図
- (3) 付近の見取図
- (4) 職員名簿

- (1) 保育室調書
- (2) 保育室の平面図
- (3) 付近の見取図
- (4) 職員名簿

改正後(案)

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
保育室名  
責任者氏名  
電話番号

—

月分保育室事業補助金交付請求書

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により保育室事業補助金を次のとおり請求します。

請求金額		十	万	千	百	十	円
------	--	---	---	---	---	---	---

請求金額算定内訳

区分	初日 措置	在籍 人員	単価	金額
零歳児		人	円	円
1歳児				
2歳児				

連絡事項

※連絡事項欄には、 $\left\{ \begin{array}{l} (ア) 当月入所乳幼児等名、生年月日 \\ (イ) 前月退所乳幼児等名、生年月日 \end{array} \right\}$ を記入してください。

現行

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
保育室名  
責任者氏名  
電話番号

—

月分保育室事業補助金交付請求書

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により保育室事業補助金を次のとおり請求します。

請求金額		十	万	千	百	十	円
------	--	---	---	---	---	---	---

請求金額算定内訳

区分	初日 措置	在籍 人員	単価	金額
零歳児		人	円	円
1歳児				
2歳児				

連絡事項

※連絡事項欄には、 $\left\{ \begin{array}{l} (ア) 当月入所乳幼児等名、生年月日 \\ (イ) 前月退所乳幼児等名、生年月日 \end{array} \right\}$ を記入してください。

印

改正後（案）

現 行

様式第3号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

瑞穂市長 様

瑞穂市長 様

保育室所在地  
保 育 室 名  
責任者氏名  
電 話 番 号

保育室所在地  
保 育 室 名  
責任者氏名  
電 話 番 号



乳 幼 児 等 入 所 届

乳 幼 児 等 入 所 届

年 月 日付で、次のとおり乳幼児等を入所させたので届け出します。

年 月 日付で、次のとおり乳幼児等を入所させたので届け出します。

保 護 者 住 所				保 護 者 氏 名			
乳 幼 児 等 氏 名	( 年 月 日 生 歳 )						
保 育 料 額	円			保 育 時 間	午 前 時 分 ~	午 後 時 分	
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名	年 齢	勤 務 先 ・ 所 在 地 ・ 電 話 番 号 等	月 収	備 考	
	父						
	母						
内職、パートタイムの状況	(仕事の内容)	(始めた時期)	(稼働日数) 1月 日 (稼働時間) 1日 時間	勤 務 先 の 住 所 氏 名 (電話番号 )			
保育に欠ける具体的状況							

保 護 者 住 所				保 護 者 氏 名			
乳 幼 児 等 氏 名	( 年 月 日 生 歳 )						
保 育 料 額	円			保 育 時 間	午 前 時 分 ~	午 後 時 分	
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名	年 齢	勤 務 先 ・ 所 在 地 ・ 電 話 番 号 等	月 収	備 考	
	父						
	母						
内職、パートタイムの状況	(仕事の内容)	(始めた時期)	(稼働日数) 1月 日 (稼働時間) 1日 時間	勤 務 先 の 住 所 氏 名 (電話番号 )			
保育に欠ける具体的状況							



様式第4号(第8条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
保 育 室 名  
責 任 者 氏 名  
電 話 番 号

—

乳 幼 児 等 退 所 届

年 月 日付けで次のとおり乳幼児等が退所したので届け出します。

- 1 乳幼児等氏名 ( 年 月 日生)
- 2 保 護 者 住 所  
氏 名
- 3 退所の理由(具体的に)

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
保 育 室 名  
責 任 者 氏 名  
電 話 番 号

—

乳 幼 児 等 退 所 届

年 月 日付けで次のとおり乳幼児等が退所したので届け出します。

- 1 乳幼児等氏名 ( 年 月 日生)
- 2 保 護 者 住 所  
氏 名
- 3 退所の理由(具体的に)



改正後(案)

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
保 育 室 名  
責 任 者 氏 名  
電 話 番 号 ー

乳 幼 児 等 転 出 ( 転 居 ) 届

年 月 日付で、次のおり乳幼児等が転出(転居)したので届け出します。

- 1 乳幼児等氏名 ( 年 月 日生)
- 2 保 護 者 住 所  
氏 名
- 3 転出(転居)前の住所
- 4 転出(転居)後の住所

現 行

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
保 育 室 名  
責 任 者 氏 名  
電 話 番 号 ー



乳 幼 児 等 転 出 ( 転 居 ) 届

年 月 日付で、次のおり乳幼児等が転出(転居)したので届け出します。

- 1 乳幼児等氏名 ( 年 月 日生)
- 2 保 護 者 住 所  
氏 名
- 3 転出(転居)前の住所
- 4 転出(転居)後の住所

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

住 所  
責任者  
氏 名  
電話番号 ー

年度瑞穂市保育室事業実績報告書

年度瑞穂市保育室事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業実績報告

月 別	入 所 児 童				月 別	入 所 児 童			
	零歳児	1歳児	2歳児	計		零歳児	1 歳	2歳	計
4 月					10 月				
5 月					11 月				
6 月					12 月				
7 月					1 月				
8 月					2 月				
9 月					3 月				
合 計									
補助金の内訳		(人数)	(単価)	(合計額)					
	零歳児	人	円	円					
	1歳児	人	円	円					
	2歳児	人	円	円					

2 添付書類

- (1) 年度収支決算書

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

住 所  
責任者  
氏 名  
電話番号 ー

印

年度瑞穂市保育室事業実績報告書

年度瑞穂市保育室事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業実績報告

月 別	入 所 児 童				月 別	入 所 児 童			
	零歳児	1歳児	2歳児	計		零歳児	1 歳	2歳	計
4 月					10 月				
5 月					11 月				
6 月					12 月				
7 月					1 月				
8 月					2 月				
9 月					3 月				
合 計									
補助金の内訳		(人数)	(単価)	(合計額)					
	零歳児	人	円	円					
	1歳児	人	円	円					
	2歳児	人	円	円					

2 添付書類

- (1) 年度収支決算書

議案第 40 号

令和 4 年度使用小学校及び中学校用教科用図書岐阜地区採択について  
令和 4 年度使用小学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果、令和 4 年  
度使用中学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果による教科用図書の採  
択に関する議決を求める。

令和 3 年 7 月 28 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条に基づいて岐  
阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置し、協議の上同一の教科用図書を採  
択するものであるため。



# 令和4年度使用小学校用教科用図書 岐阜地区採択協議会選定

## ■小学校

教科	種目名	発 行 者	書 名
国 語	国 語	光村図書	こくご一上 かざぐるま      こくご一下 ともだち こくご二上 たんぼぼ      こくご二下 赤とんぼ 国語三上 わかば          国語三下 あおぞら 国語四上 かがやき        国語四下 はばたき 国語五 銀河                国語六 創造
	書 写	光村図書	しよしゃ 一ねん 、 しよしゃ 二年 書写(三～六年)
社 会	社 会	東京書籍	新しい社会(3・4) 、 新しい社会 5(上・下) 新しい社会 6(政治・国際編・歴史編)
	地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6年
算 数	算 数	大日本図書	たのしいさんすう1ねん たのしい算数(2～6年)
理 科	理 科	東京書籍	新しい理科(3～6)
生 活	生 活	東京書籍	どきどき わくわく あたらしい せいかつ 上 あしたへ ジャンプ 新しい 生活 下
音 楽	音 楽	教育芸術社	小学生のおんがく 1 小学生の音楽(2～6)
図画工作	図画工作	日本文教出版	ずがこうさく1・2 たのしいな おもしろいな(上・下) 図画工作3・4 見つけたよ ためたしたよ(上・下) 図画工作5・6 見つめて 広げて(上・下)
家 庭	家 庭	開隆堂	小学生 わたしたちの家庭科 5・6
保 健	保 健	東京書籍	新しいほけん 3・4 、 新しい保健 5・6
外国語	英 語	東京書籍	NEW HORIZON Elementary English Course(5・6) NEW HORIZON Elementary English Course Picture Dictionary
道 徳	道 徳	光村図書	どうとく (1～3) きみがいちばんひかるとき 道徳 (4～6) きみがいちばんひかるとき

# 令和4年度使用中学校用教科用図書 岐阜地区採択協議会選定

## ■中学校

教科	種目名	発 行 者	書 名
国 語	国 語	光村図書	国語 1 2 3
	書 写	東京書籍	新しい書写 一・二・三
社 会	地 理	東京書籍	新しい社会 地理
	歴 史	東京書籍	新しい社会 歴史
	公 民	東京書籍	新しい社会 公民
	地 図	帝国書院	中学校社会科地図
数 学	数 学	大日本図書	数学の世界 1年 2年 3年
理 科	理 科	東京書籍	新しい科学 1 2 3
音 楽	一 般	教育芸術社	中学生の音楽 1 2・3上 2・3下
	器 楽	教育芸術社	中学生の器楽
美 術	美 術	日本文教出版	美術 1 2・3上 2・3下
保健体育	保健体育	学研教育みらい	中学保健体育
技 術 ・ 家 庭	技 術	東京書籍	新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
	家 庭	東京書籍	新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
外国語	英 語	東京書籍	NEW HORIZON English Course 1 2 3
道 徳	道 徳	日本文教出版	中学道徳 あすを生きる 1 2 3 中学道徳 あすを生きる 1 2 3 道徳ノート

議案第 4 1 号

瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱について

瑞穂市子ども・子育て会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 7 月 2 8 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市附属機関設置条例（平成 2 0 年瑞穂市条例第 3 0 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市子ども・子育て会議委員を委嘱するもの。

## 瑞穂市子ども・子育て会議委員

(五十音順)

No.	氏名	任期	備考（委員構成区分）	
1	安藤 喜昭	令和3年8月31日から 令和5年8月30日まで	福祉関係者	岐阜県中央こども相談センター 家庭支援課 家庭支援第四係長
2	梅村 憲司	令和3年8月31日から 令和5年8月30日まで	子ども子育て支援 に関する団体(労 使)	株式会社十六銀行 穂積支店 支店 長
3	河村 岳昌	令和3年8月31日から 令和5年8月30日まで	福祉関係者	瑞穂市社会福祉協議会 福祉総合相談センター長
4	清水 恵子	令和3年8月31日から 令和5年8月30日まで	福祉関係者	瑞穂市民生児童委員協議会代表
5	高橋 秀人	令和3年8月31日から 令和5年8月30日まで	市民代表	公募委員
6	高見 順	令和3年8月31日から 令和5年8月30日まで	地域活動団体	瑞穂市自治会連合会代表
7	服部 幸彦	令和3年8月31日から 令和5年8月30日まで	市民代表	公募委員
8	西垣 吉之	令和3年8月31日から 令和5年8月30日まで	識見を有する者	中部学院大学 教授
9	伏見 博次	令和3年8月31日から 令和5年8月30日まで	市民代表	公募委員
10	本間 友理	令和3年8月31日から 令和5年8月30日まで	子ども子育て支援 に関する団体	瑞穂市保育所保護者会代表
11	谷藤 純一	令和3年8月31日から 令和5年8月30日まで	教育関係者	株式会社ニチイ学館 岐阜支店 保 育事業
12	矢野 幸子	令和3年8月31日から 令和5年8月30日まで	教育関係者	瑞穂市青少年育成推進員
13	若園 明裕	令和3年8月31日から 令和5年8月30日まで	保健・医療関係者	もとす医師会代表
14				
15				

## 意見聴取

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和3年7月28日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

### 提案理由

中学校の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築及び学校の働き方改革を考慮した部活動改革の推進に向け、学校及び地域が協働・融合した部活動の在り方について協議検討するに当たり、瑞穂市地域部活動検討委員会を設置したので、市条例の改正が必要であるため瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第●●号

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年●●月●●日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

中学校の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築及び学校の働き方改革を考慮した部活動改革の推進に向け、学校及び地域が協働・融合した部活動の在り方について協議検討するに当たり、瑞穂市地域部活動検討委員会を設置したので、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）教育委員会の部瑞穂市教育支援委員会の項の次に次のように加える。

教育 委員 会	瑞穂市地域部 活動検討委員 会	学校と地域が協働・ 融合した部活動の在 り方について審議す ること。	15 人以 内	学識経験者 中学校の代表 関係団体の代表 保護者の代表 その他教育委員 会が適当と認め る者	2年	教育委 員会学 校教育 課・生 涯学習 課
---------------	-----------------------	---	---------------	--	----	--------------------------------------

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）新旧対照表

改正後（案）							現行						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名	附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
教育委員会	瑞穂市教育支援委員会	略	略	略	略	略	教育委員会	瑞穂市教育支援委員会	略	略	略	略	略
教育委員会	瑞穂市地域部活動検討委員会	学校及び地域が協働・融合した部活動の在り方について審議すること。	15人以内	識見を有する者 中学校の代表者 関係団体の代表者 保護者の代表者 その他教育委員会が適当と認める者	2年	教育委員会学校教育課教育委員会生涯学習課							
教育委員会	瑞穂市子ども・子育て	略	略	略	略	略	教育委員会	瑞穂市子ども・子育て	略	略	略	略	略



会	会議					
<hr/>						

会	会議					
<hr/>						

## 意見聴取

瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和3年7月28日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

### 提案理由

グローバル化対応教育の一環として、幼児・児童生徒が授業等を通じて外国人に慣れ親しみ、活きた英語を体験的に学習することにより、コミュニケーション能力の育成を図るため、安定したALTの能力の確保および学校等への派遣事業の維持のため、市条例の改正を行う必要があるため瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第●●号

瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部  
を改正する条例について

瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正  
する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年●●月●●日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

グローバル化対応教育の一環として、幼児・児童生徒が授業等を通じて外国人に慣れ親しみ、活きた英語を体験的に学習することにより、コミュニケーション能力の育成を図るため、安定したALTの能力の確保および学校等への派遣事業の維持のため市条例の改正を行うもの。

瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を  
改正する条例

瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年  
瑞穂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の次に次の1号を加える。

（4） 外国人英語指導助手派遣業務の委託に関する契約

第3条ただし書中「前条第3号」の次に「及び第4号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例第2条第4号による改正後の瑞穂市長期継続契約を締結すること  
ができる契約を定める条例の規定による契約のために必要な行為は、施行日  
前においても行うことができる。

瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年瑞穂市条例第25号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条 略 （長期継続契約を締結することができる契約）</p> <p>第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事務機器（ソフトウェアを含む。）に関する賃貸借契約及び保守管理契約</p> <p>(2) 施設の警備、清掃、保守点検等施設の維持管理に関する委託契約</p> <p>(3) 給食運搬業務の委託に関する契約</p> <p><u>(4) 外国人英語指導助手派遣業務の契約に関する契約</u></p> <p>第3条 前条に規定する長期継続契約の期間は、5年以内とする。ただし、前条第3号及び第4号に規定する長期継続契約の期間は、3年以内とする。</p>	<p>第1条 略 （長期継続契約を締結することができる契約）</p> <p>第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事務機器（ソフトウェアを含む。）に関する賃貸借契約及び保守管理契約</p> <p>(2) 施設の警備、清掃、保守点検等施設の維持管理に関する委託契約</p> <p>(3) 給食運搬業務の委託に関する契約</p> <p>_____</p> <p>第3条 前条に規定する長期継続契約の期間は、5年以内とする。ただし、前条第3号_____に規定する長期継続契約の期間は、3年以内とする。</p>